

# 船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年11月30日 07時50分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾西湾 石崎港第2防波堤北灯台から真方位300° 3.3海里付近 (概位 北緯37°06.3′ 東経136°52.8′)
事故の概要	漁船美晴丸は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年12月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 美晴丸、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	IK3-16253（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約16℃ 七尾市には、11月27日16時26分に強風注意報が、28日06時11分に波浪注意報が発表され、本事故当ても継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、かき筏で養殖しているかきを揚収する目的で出航した。</p> <p>船長は、かき筏付近で船首を西方に向け、主機を中立とし、かき筏に船首部と船尾部から係留索を取って右舷着けで本船を係留した。</p> <p>船長は、前部甲板上に設置されたクレーンを操作して、ブームを右舷中央部外に振り出してかきを吊り上げていたところ、船首部の係留索がたつから外れ、船首部が風波によりかき筏から離れていることに気付いた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="732 1534 1217 1870" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本船</p> <p>船長は、かきを吊り上げている途中でクレーンを停止し、右舷船首部から錨をかき筏に引っ掛けようと思いついたがかき筏に届か</p>

	<p>ず、吊り上げていたかきがかき筏に引っ張られて本船が右舷側に傾斜し、波が舷縁を越えて海水が流入し始めた。</p> <p>本船は、船長が転覆の危険を感じて海中に飛び込んだ後、海水が更に流入して右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底に這い上がった後、近くで本船の転覆を目撃した僚船に救助されて出航地に戻り、118番通報を行った。</p> <p>本船は、船尾部の係留索によりかき筏に繋がれた状態で転覆していて、後日、船長が手配したクレーン付き台船に引き揚げられて出航地へ運ばれた。</p> <p>本事故後、船長が船首部の係留索を確認したところ、係留索は切れておらず、異常はなかった。</p> <p>船長は、かきの揚収を始める前に風が強まったことを感じて早く揚収しようと思い、急いで係留索を取ったので、船首部の係留索の締付けがふだんより緩くなり、揚収中に外れたのだろうと本事故後に思った。</p> <p>本船は、海面から舷縁までの高さが約0.7mであった。</p> <p>船長が着用していた腰巻式の膨張式救命胴衣は、船長が海に飛び込んだ際に自動で膨張した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、かき筏に右舷着けで係留中、クレーンで右舷側からかきを吊り上げていたところ、船首部の係留索の締付けが緩く外れたことから、船首部が風波によりかき筏から離れ、吊り上げ途中のかきがかき筏に引っ張られて右舷側に傾斜し、右舷方から舷縁を越える海水が流入して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、かきの揚収を始める前に風が強まったことを感じていた中、早くかきを揚収しようと思い、急いで係留索を取ったことから、船首部の係留索の締付けがふだんより緩くなり、揚収中に係留索が外れたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、かき筏に右舷着けで係留中、クレーンで右舷側からかきを吊り上げていたところ、船首部の係留索の締付けが緩く外れたため、船首部が風波によりかき筏から離れ、吊り上げ途中のかきがかき筏に引っ張られて右舷側に傾斜し、右舷方から舷縁を越える海水が流入して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、風波が強い状況下、かき筏等に自船を係留する場合、船体動揺で係留索の結着部分が緩みがちになることがあるので、ふだんよりもしっかりと固定すること。</li> </ul>